(参考)

〇個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報 に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
 - 2 (略)
 - 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に 供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三~五 (略)
 - 4~6 (略)

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

- 第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を 勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講する ことに努めなければならない。
 - 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に 応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに 努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて 当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であっ て、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状 態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供するこ とができる。
 - 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 〇「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日・閣議決定)(抄)
 - 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
 - (3) 分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針
 - ② 特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策 個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要 がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を 各分野(医療、金融・信用、情報通信等)ごとに早急に検討し、法の全面施行まで に、一定の結論を得るものとする。
 - 3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - (1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護対策については、法第11条第1項の趣旨を 踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定に早急に取り組む必要がある。また、既に 条例を制定している団体にあっても所要の見直しを行うことが求められる。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、いわゆるマニュアル処理に係る個人情報を保護対象とすること、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、事務の特性に配慮した対象機関のあり方、自己情報の開示・訂正・利用停止等の本人関与の仕組みの充実、適切な苦情処理や不服申立て制度等の救済措置の整備、外部委託に係る個人情報の保護措置の整備、個人情報の漏えい等に対する罰則の検討、いわゆる「オンライン禁止規定」の見直し等の事項について留意することが求められる。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第51条及び令第11条の規定により主務大臣の権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにしてこれを公表すること等により周知することが望まれる。

基本法制 基本理念 国等の責務・施策 基本方針の策定 等 ≪民間部門≫ ≪公的部門≫ 個人情報取扱 玉 事業者の 0 義務等 行 政 機 関 架闸 分野ごとの措置 法 律

2. 個人情報保護法制の体系イメージ

(出典) 内閣府 HP

											質問票情報	が
					デー	タ基			コメ	タ値 ント		
	項目	項目コード	項目名	デー タ値	下限値	上限ラ値	データ	単位	基準節用	検査の実		備考
	CH CH	2		ダ値	値				外	施	NEW P	
	0		身長 体重	 			数字 数字	cm kg				小数点以下1桁 小数点以下1桁
身	0	9N0110000000000001	ВМІ	 		3	数字	kg/m ²	 			小数点以下1桁
体計測	 	9N0210000000000001	内臓脂肪面積 腹囲(実測)	 			数字 数字	cm ²			1:実測	小数点以下1桁 小数点以下1桁
測	0		腹囲(手側)	+			数字	cm			1 . 美例 2 : 自己測定	小数点以下1桁
		9N016160300000001	腹囲(自己申告)	 		1	数字	cm	 		3:自己申告	小数点以下1桁
-		9N0260000000000002 9N0510000000000049	肥満度 業務歴				数字 漢字	%				小数点以下1桁
	0	9N0560000000000049 9N05600000000000011	既往歴	<u> </u>	<u> </u>	Ξ	コード					1:特記すべきことあり、2:特記すべきことなし
	0	9N056160400000049	(具体的な既往歴)	ļ			漢字					特記すべきことありの場合に記載
	0	9N061000000000011 9N061160800000049	自覚症状 (所見)	 	+		コード 漢字					1:特記すべきことあり、2:特記すべきことなし 特記すべきことありの場合に記載
診	0	9N066000000000011	他覚症状	 		Ξ	コード					1:特記すべきことあり、2:特記すべきことなし
察	0	9N0661608000000049	(所見) その他(家族歴等)			ì	漢字 漢字					特記すべきことありの場合に記載
		9N0760000000000049	その他(家族歴等) 視診(口腔内含む)			ì	漢字					
		9N081000000000049	打聴診	‡		ì	漢字					
			触診(関節可動域含む) 反復唾液嚥下テスト				漢字 数字	回				
			収縮期血圧(その他)			3	数字	mmHg			3:その他	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
	0	9A7520000000000001	収縮期血圧(2回目)	<u> </u>		3	数字	mmHg			2:2回目	
血圧			収縮期血圧(1回目) 拡張期血圧(その他)	 			数字 数字	mmHg mmHg			1:1回目 3:その他	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
三 等	0		拡張期血圧(2回目)				数字 数字	mmHg			2:2回目	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	ļ		拡張期血圧(1回目)	ļ		2 2 3	数字	mmHg			1:1回目	
	☆		心拍数 採血時間(食後)				数字 コード	拍/分				1:食後10時間未満、2:食後10時間以上
	. 4	3F050000002327101	総コレステロール					mg/dl			1:可視吸光光度法(コレステロール酸化酵素法)	The second secon
		3F050000002327201	-					mg/dl			2:紫外吸光光度法(コレステロール脱水素	
	}	3F050000002327201 3F0500000002399901	•					mg/dl			<u>酵素法)</u> 3:その他	
		3F015000002327101	中性脂肪(トリグリセリド)	†				mg/dl			1:可視吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去)	
	0	3F015000002327201	1					mg/dl			2:紫外吸光光度法(酵素比色法・グリセロ	
	}	3F015000002327201 3F015000002399901	-					mg/dl			ール消去) 3:その他	
		3F070000002327101	HDLコレステロール	 		3	数字	mg/dl			1:可視吸光光度法(直接法(非沈殿法))	
	0	3F070000002327201	•					mg/dl mg/dl	 		2:紫外吸光光度法(直接法(非沈殿法)) 3:その他	
		3F070000002399901 3F077000002327101	LDLコレステロール	<u></u>		3	数字	mg/dl			3: その他 1:可視吸光光度法(直接法(非沈殿法))	
	0	3F077000002327201				3	数字	mg/dl			2:紫外吸光光度法(直接法(非沈殿法))	
		3F077000002399901		 				mg/dl			3:その他 1:可視吸光光度法(化学酸化法、酵素法、ジ	小粉 与以 下1 松
	}	3J010000002327101	総ビリルビン - -					mg/dl mg/dl			アゾ法) 2:その他	小数点以下1桁 小数点以下1桁
生化		3J010000002399901 3B035000002327201	GOT (AST)	<u> </u>				mg/d1 U/1			2:その他 1:紫外吸光光度法(JSCC標準化対応法)	(3.28/2.1/1)
生化学検査	\cup	3B035000002399901				3	数字	U/l			2:その他	
査	0	3B045000002327201 3B045000002399901	GPT (ALT)				数字 数字	U/1 U/1			1:紫外吸光光度法(JSCC標準化対応法) 2:その他	
		3B090000002327101	γ -GT (γ -GTP)			3	数字	U/1			1:可視吸光光度法(JSCC標準化対応法)	
		3B090000002399901	AT D	ļ	<u>_</u>		数字 数字	U/1 U/1		-	2:その他 1:司担吸来来度法(TSCC標準/レ対方法)	
		3B070000002327101 3B070000002399901	ALP	 		37	数字	U/1			1:可視吸光光度法(JSCC標準化対応法) 2:その他	
		3C015000002327101	血清クレアチニン	 		N. Control	数字	mg/dl	 		1:可視吸光光度法(酵素法)	小数点以下2桁
		3C015000002399901	/. \rightarrow = \frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2} \					mg/dl	 -		2:その他 1:可視吸光光度法(ウリカーゼ・ペルオキ	小数点以下2桁
		3C020000002327101	血清尿酸 -					mg/dl			シターゼ法)	小数点以下1桁
		3C020000002399901 3A010000002327101	 総蛋白	 			数字 数字	mg/dl g/dl			2:その他 1:可視吸光光度法(ビウレット法)	小数点以下1桁 小数点以下1桁
	<u> </u>	3A010000002399901				2	数字	g/dl			2:その他	小数点以下1桁
	}	3A015000002327101 3A015000002399901	アルブミン				数字 数字	g/dl g/dl			1:可視吸光光度法(BCG法、BCP改良法) 2:その他	小数点以下1桁 小数点以下1桁
		3A015000002399901 3A016000002327102	A/G	<u> </u>	<u> </u>	3	数字				_ · C · / jiii	計算値
		5C095000002302301	血清フェリチン					ng/ml			1:エンザイムイムノアッセイ(EIA)	小数点以下1桁
		5C095000002399901	空腹時血糖					ng/ml mg/dl			2:その他 1:電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)	小数点以下1桁 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間
		3D010000001926101	工ルタドケ山山作品		<u> </u>				<u> </u>		_,	(食後)のコードけ?(10時間以上)でかけれげからかい
	•	3D010000002227101						mg/dl			2:可視吸光光度法(ブドウ糖酸化酵素法) 3:紫外吸光光度法(ヘキソキナーゼ法、グ	特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間
		3D010000001927201						mg/dl	<u> </u>		3: 案外吸光光度伝(ヘキノキナーゼ伝、クルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法)	(食後)のコードは2(10時間以上)でなけれはならない
		3D010000001999901					数字	mg/dl			4:その他	特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
		3D010129901926101	随時血糖			3	数字	mg/dl			1.电压压伍(人工)临战比时未电险伍/	特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない
血糖検査		3D010129902227101				Ž.	数字	mg/dl			2:可視吸光光度法(ブドウ糖酸化酵素法)	特定健康診査においてけ この項目を使用する場合にけ 採血時間
	•	3D010129901927201	1					mg/dl			3:紫外吸光光度法(ヘキソキナーゼ法、グ	(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない
		3D010129901999901						mg/dl			ルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法) 4:その他	(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間
			III. A. (TDO/±)	,	<u> </u>				<u> </u>			<u>(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない</u> 小数点以下1桁
			HbA ₁ c (JDS値)				数字	%	<u> </u>		1:免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)	/
	•	3D045000001920402				N. C.	数字	%	<u> </u>		2 : HPLC(不安定分画除去HPLC法)	平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。
		3D045000001927102					数字	%	ļ		3:酵素法	小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。
		3D045000001999902				300	数字	%			4:その他	小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。
		3D046000001906202	HbA ₁ c (NGSP値)			Ž.	数字	%			1:免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)	小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診から記載する。
	ŀ	3D046000001920402	1				数字	%			2:HPLC(不安定分画除去HPLC法)	小数点以下1桁
	•	3D046000001927102					数字	%			3:酵素法	平成25年度以降に実施した健診から記載する。 小数点以下1桁
												平成25年度以降に実施した健診から記載する。 小数点以下1桁
<u> </u>		3D046000001999902	EZ wix				数字	%			4:その他 1. 計験がた(機構装7. Fp. //)	平成25年度以降に実施した健診から記載する。
	0	1A020000000191111 1A020000000190111	 				コードコード				1:試験紙法(機械読み取り) 2:試験紙法(目視法)	$1: -, 2: \pm, 3: +, 4: ++, 5: +++$ $1: -, 2: \pm, 3: +, 4: ++, 5: +++$
		1A010000000190111	尿蛋白				コード				1:試験紙法(機械読み取り)	$1: -, 2: \pm, 3: +, 4: ++, 5: +++$
尿検査	0	1A010000000190111					コード				2:試験紙法(目視法)	1:-,2:±,3:+,4:++,5:+++
		1A100000000191111	尿潜血				コード				1:試験紙法(機械読み取り)	1:-,2:±,3:+,4:++,5:+++
		1A100000000190111 1A105160700166211	 尿沈渣(所見の有無)	,			コードコード		 		2:試験紙法(目視法)	1:-、2:±、3:+、4:++、5:+++ 1:所見あり、2:所見なし
		1A105160700166211 1A105160800166249	尿沈渣(所見) 尿沈渣(所見)				漢字					1:別見あり、2:別見なし 所見ありの場合に記載
		1A030000000190301	比重			20 20	数字				1:屈折計法	小数点以下3桁
		1A03000000199901	1 8 9 5 25				数字				2:その他	小数点以下3桁
像	Ш	2A040000001930102	ヘマトクリット値]	<u> </u>	l di	数字	%	<u> </u>	<u> </u>	自動血球算定装置 67	小数点以下1桁